

米軍ヘリパッド環境アセスの 違法性と非科学性

2012年3月22日 花輪伸一(沖縄・生物多様性市民ネットワーク)

米軍基地と軍事演習



北部訓練場
(ジャングル戦闘訓練センター)

ヘリパッド問題の経緯

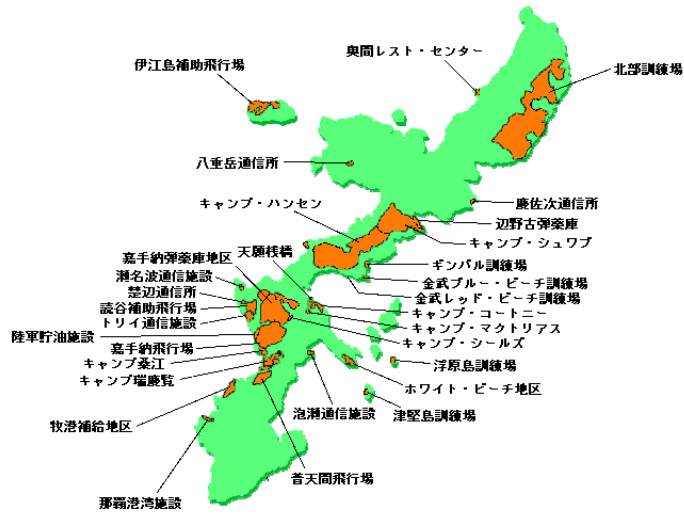
1996年のSACO合意で、
北部訓練場(7,833ha)の北半分(3,987ha)の
返還が決定

- ・条件として、6か所のヘリパッドの移設(当初は7か所)
- ・海への出入り口を確保(宇嘉川河口)



半分を返還するが、残りの半分で、
大規模ヘリパッドの新設、新たな訓練・演習

北部訓練場の返還部分と 既存ヘリパッドの位置



(沖縄県基地対策課HP)



提供水域
(宇嘉川河口)

● 新設ヘリパッド

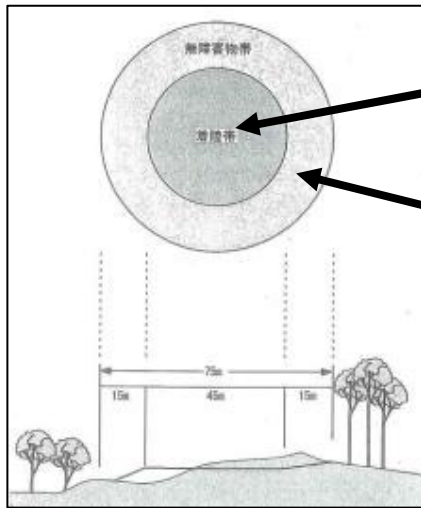
● 既存のヘリパッド 22

--- 北部訓練場

▨ 北部訓練場の返還区域

— 村境

ゆんたく高江
より一部改変



直径45m

周囲15m

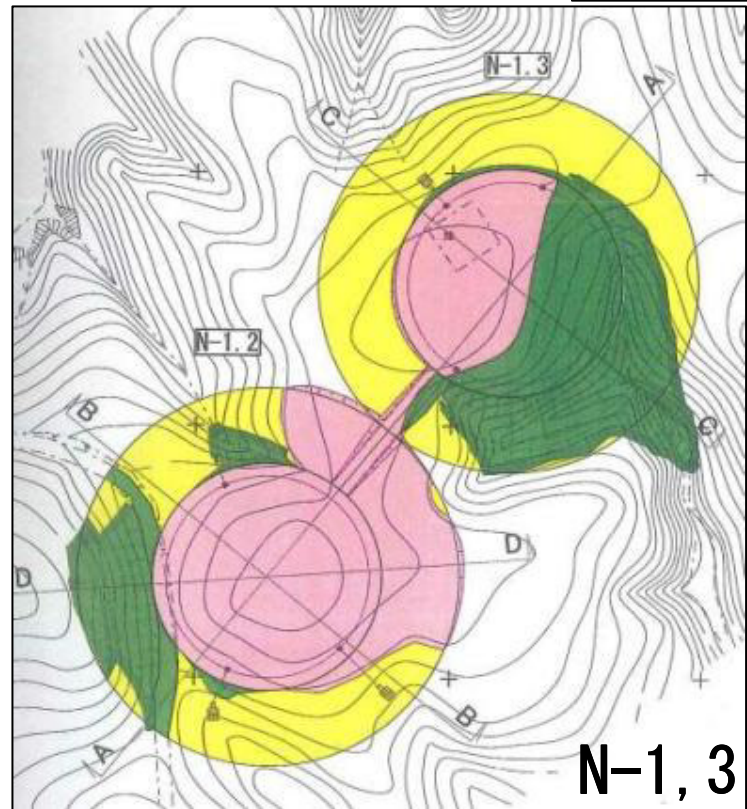
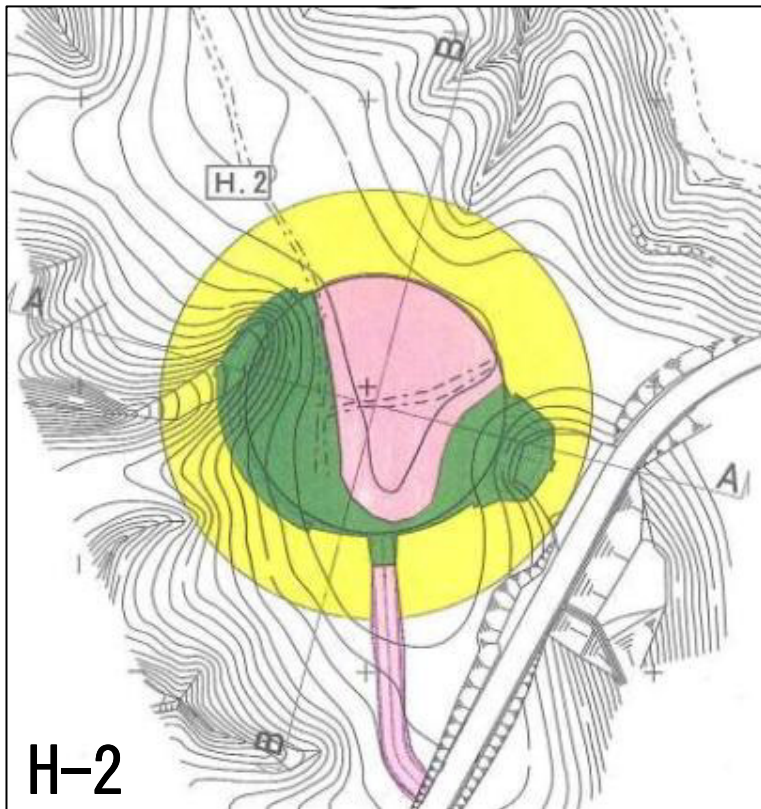
合計75m

米軍ではオスプレイ用

ヘリパッドの形状

(那覇防衛施設局2006年2月)

	切土
	盛土
	無障害物帯



手続きの違法性

沖縄防衛局(アセス図書)

アセス図書ヘリパッド建設はアセス条例の適用外だが、自然環境保全への配慮から、自主アセスとして行う。

適用外の理由は記述なし

沖縄県(2007年3月県議会答弁)

条例の対象外である。理由は、滑走路、駐機場、誘導灯がない、直径45mで環境への影響は大きくない。

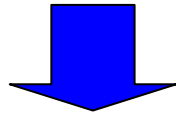
予断と偏見、詭弁

県アセス条例第2条2項(1)およびその施行規則第3条別表第1では「滑走路の長さが30メートル以上」の陸上ヘリポートはアセスの対象となる。

ヘリパッド建設は、沖縄県アセス条例の対象である。

沖縄県の見解は誤り、条例を逸脱している。

- 直径45mの着陸帯は、滑走路、駐機場に相当する。
- 周囲15mでも樹木の伐採、盛土、切土の環境改変。
- ヘリパッドが6か所と進入路、歩行ルートが建設され軍事演習、訓練に供されること。
- 沖縄県作成「陸域における自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）」では、ヘリパッド建設予定区域は「自然環境の保護・保全を図る区域」であり、環境への影響はたいへん大きい。



したがって、ヘリパッド建設を、アセス条例の対象外、適用外としたのは違法行為である。

もう一つの違法な理由

アセス図書

事業の目的、内容
が書かれていない

SACO合意にもとづき、ヘリコプ
ター着陸帯（ヘリパッド）を移
設し、施設整備を行う（手段）

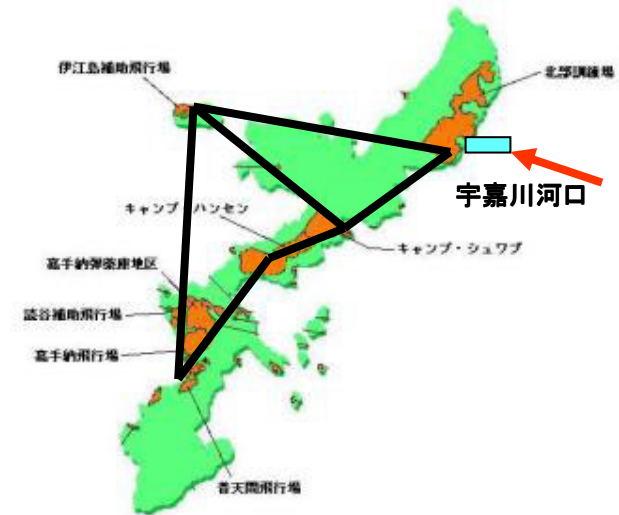
ヘリパッドを移設して何をするのか
（目的）

●ヘリパッドの目的

ヘリコプターを使用する軍事演習、訓練

●ヘリパッドの供用・運用

訓練等に使われるヘリコプターの機種、
台数、飛行コースと回数、時間帯など、
そこで行われる総合的な軍事演習、訓
練の規模、内容、頻度など



一切書かれていない

使用される航空機

- 機種は明記されていない

オスプレイの配備

- 日本政府は「聞いていない」
1998年、2006年、2007年国会答弁

しかし！

共同通信配信（2007. 4. 5）

1996年12月 米国側がSACO草案に普天間代替施設へのオスプレイ配備を明記

日本側の反対で「短距離で離発着できる航空機」と書き換え

米国担当者カート・キャンベルは「日本側が非常に懸念した」と証言



1992年 普天間マスタープラン

1997年 米国会計検査院報告・
在沖海兵隊機関紙

オスプレイ36機配備を明記

2006年四軍調整官インタビュー

2014年からオスプレイを県内配
備（沖縄タイムス）

政府は2012年6月に沖縄県
等にファックスで通知

本来、アセス条例に基づき、
事業の目的、内容を明記しな
なければならない



日本政府
防衛省

オスプレイの配備は承知していない
という建前

目的、内容を明記できない

故意のアセス逃れ

自主アセス

アセス図書

オスプレイを
記述しない

違法行為
不正義

アセス図書の内容の欺瞞性

自然度の総合評価

指標

典型種(希少種)

林齢

水系と植生高

地形(起伏)

これらの指標に、大小・高低があるのは当然のこと

多・大・高・斜は自然度が高く、少・小・低・平は自然度が低いというのは的外れ

尾根上、平地を選定する傾向が強く出ている

はじめから決まっている結論に向けて誘導する手法

環境への影響が小さく
米軍の所用を満たす

主目的

自然度の総合評価と 選定位置

必ずしも
対応して
いない

米軍の運用上
の都合を優先



宇嘉川河口
(海→陸)

高江集落
を包囲

訓練の
ターゲット

N3

N2

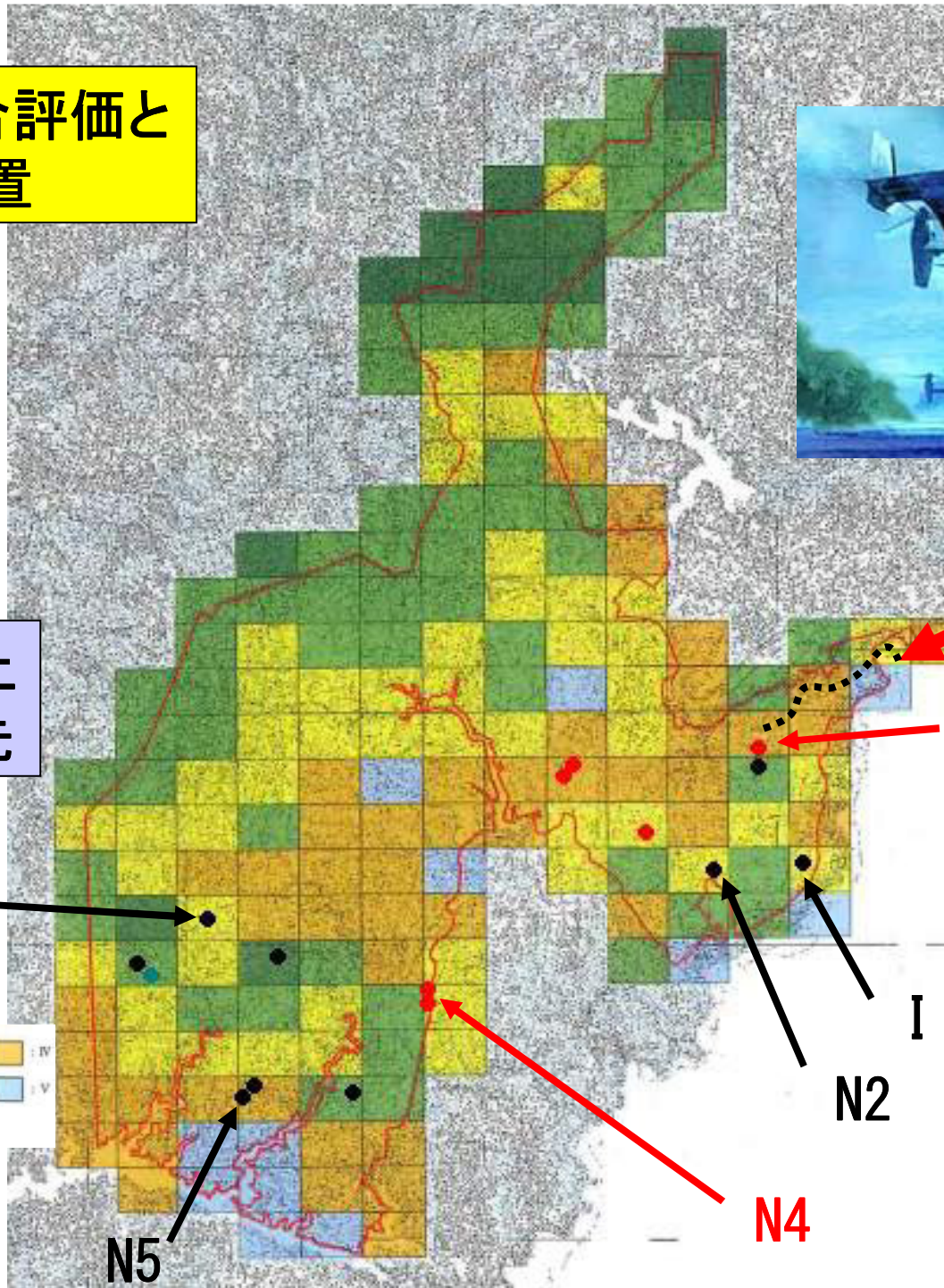
N4

N5

I



沖縄防衛局2006
さい塾 2010



①未記載の事業内容

- 歩行ルート（宇嘉川河口からG地区へ2km）←評価図書案（2006年2月）
- 作業用道路（県道70号からN1, H地区へ）←住民説明会（2007年3月）
- MV22オスプレイの沖縄配備を県等に通知（ファックス）（2011年6月）

②アセス図書の縦覧

- 防衛局、村役場など3-4か所、コピー・CD等なし
- 評価図書案は2,000ページ
- 説明会では、概要の読み上げ、質疑不十分

条例では、単なる通知ではなく、事業者の説明責任を求め、住民の意見表明の機会を保障

アセス図書の評価

1. ヘリパッドは、大きさ、形状、位置からみて沖縄県アセス条例の対象となる。
2. 沖縄防衛局が、オスプレイの配備を隠し、自主アセスとしたことは、アセス逃れであり、違法行為、不正義である。
3. アセス図書では、事業目的、内容が示されず、現状と同様の訓練としているが、オスプレイの導入は確実で、事業内容の大きな変更にあたり、法律にもとづいたアセスをやり直すべきである。
4. アセス図書は、ヘリパッド位置の選定、自然度総合評価など、「米軍の運用上の所用」を優先し、環境への影響は軽微との結論に誘導したもので、科学性、合理性、正当性に欠ける。

環境アセスの名に値しない